

令和6年9月市会（11月6日本会議）

「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」提案説明

○ 今議会におきまして、京都市会議員全員により共同提案しております、「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」につきまして、全会派参画のもとに設置された、「京都市ケアラー支援条例（仮称）制定プロジェクトチーム会議」の座長を務めさせていただきました私から、全議員を代表し、提案説明を申し述べさせていただきます。

○ まず、提案の経過でございます。

近年、全国的に、ケアラー支援の必要性に対する社会的認識が高まっております。ここ、京都市におきましても、関係団体等の皆様が、ケアラー支援のための条例制定を目指し活発に活動されるなど、市民的な議論の高まりがありました。

京都市会では、こうした機運の高まりも踏まえ、議会での度々の議論を経た後、プロジェクトチームでの取組を通じて、議会全体で案を取りまとめ、本日、全議員による共同提案により議案を上程するに至ったものでございます。

○ この条例は、実に多くの方からいただいた御意見を、きめ細かく検討し、できるかぎり内容に反映させることにより作成した、まさに、市民の皆様とともに作り上げた条例でございます。

条例の制定過程において、プロジェクトチームを5月に設置した後、直ちに、京都ケアラーネットの皆様から、直接、要望書をいただくとともに、御意見をお伺いしました。続く6月には、約1箇月間、当事者及び関係者の皆様から御意見を募集し、200件を超える御意見をお寄せいただきました。加えて、7月には当事者からも直接、御意見をお聞きし、また、市の関係部局へのヒアリングも行い、条例素案を作成いたしました。

この条例素案により、9月から39日間にわたるパブリックコメントを行った結果、約400件もの御意見をいただいたところであり、その御意見の反映のため、更なる修正を行い作成したものが、この条例案であり、皆様の想いや願いを最大限に反映したものとなっております。

○ 次に、条例の制定の趣旨でございます。

この条例は、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会の実現を目的としており、このため必要となる、支援に係る基本理念、本市の責務、市民等・事業者・関係機関及び学校等の役割、支援に係る基本的施策、広報及び啓発、施策の実施体制の整備、協議の場、財政上の措置等を定めております。

○ 以下、条例の主な特徴を申し述べます。

この条例では、まず、前文を設け、ケアの意義とケアラーの尊重について明記しています。また、京都におけるケアの歴史等に触れるとともに、課題認識、実現すべき社会、条例の目指すところなどをしっかりと示し、京都ならではの条例となるものとしています。

次に、基本理念において、家族等への負担の集中や孤立が生じないよう、社会全体で支えることや、言語の違いによって生じるケアなども例示したうえで、そうした多様なケアラーに配慮する必要性を明らかにしていることでもあります。

次に、いわゆる子ども、若者については、この条例において、「ヤングケアラー」、「若者ケアラー」との用語を規定し、移行期における切れ目ない支援の必要性等を明記するとともに、特にヤングケアラーについて、関わりの深い学校等の役割を具体的に定めております。

また、広報及び啓発に当たっては、ケアを担っている方が、自身がケアラーの役割を担っているということに対する気づきを促し、その支援につなげるように努めることなどを定めています。

そのうえで、ケアラー支援の推進に当たっては、具体的な計画を策定し、実施に必要な体制を整備し、局区等が横断的に連携して取り組むことを定めるとともに、ケアラー及びその関係者との協議の場を設け、その意見がしっかりと計画や施策に反映されるようにしていることでもあります。そして、これらが着実に推進されるよう、必要な財政上の措置を講じることを定めております。

このように、本条例は、いわゆる理念条例の枠にとどまらず、理念を示すことに加え、具体的な施策を進めるための制度的枠組みについても、しっかりと定めたものとなっております。

○ 最後に、今後の取組について申し述べます。

条例の制定によって、現在の課題がたちどころに解決されるわけではなく、条例の制定は、あくまで、課題解決のためのスタートであります。

市長におかれましては、この間、議会に寄せられた多くの御意見を踏まえ、市民の皆様と市議員全員がともに作り上げたこの条例の意義を、しっかりと受け止めていただきたいと願っております。

条例の施行後は、協議の場等を活かして、当事者や関係者の皆様の御意見をしっかりとお聞きいただき、市長の<sup>もと</sup>下、関係局が一丸となって、計画の策定及び体制の整備を行い、ケアラー支援に係る施策の実施に当たっていただくことを強く望むものであります。

市会といたしましても、ケアラーの支援のための取組が真に実効性のあるものとなるよう、市長の取組を注視し、引き続き市民の皆様の声をお届けし、しっかりと議会で議論するなど、この条例の目的である、「全てのケアラーが健康で文化的な生活を営み、自己実現を図ることができる社会」に向け、取り組んでいく決意であります。

○ 以上を持ちまして、市議員全員を代表しての提案説明といたします。

御清聴ありがとうございました。